

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

シンドラーエレベータ（株）が定期検査等を行ったエレベーターの
巻上機の綱車の緊急点検について

平成19年9月12日（水）に大阪府堺市の「とこりん石津店」において、シンドラーエレベータ（株）製エレベーターでかごの異常降下事故が起きたことは誠に遺憾である。

事故原因については現在調査中であるが、少なくともこれまでの調査で、当該エレベーターはかごの上昇中にエレベーターの主索と巻上機の綱車に滑りが発生しゆっくり下降する現象が生じることが判明したところである。当該エレベーターについては、シンドラーエレベータ（株）が、平成19年4月に建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条第3項に基づく定期検査を実施し、指摘事項なしとしていたところであるが、当該エレベーターは、主索と巻上機の綱車に滑りが発生する状態となっていることから、定期検査が不適切であったと考えられる。

については、シンドラーエレベータ（株）が定期検査又は定期点検を実施したエレベーターについて、巻上機の綱車の緊急点検を実施することとしたので、下記により適切に対処されるようお願いする。

なお、管内の特定行政庁に対しても、この旨周知するようお願いする。

記

1. 対象となるエレベーターの特定

特定行政庁は、別に送付するシンドラーエレベータ（株）から提供のあったリストについて、特定行政庁に保存されている定期検査報告書等と照合の上、緊急点検の対象となるエレベーターを特定すること。

2. 検査資格者等への通知

特定行政庁は、法第12条第5項に基づき、当該エレベーターの定期検査等を行った一級建築士、二級建築士又は昇降機検査資格者に対し、巻上機の綱車の写真等点検が適切に行われていることが確認できる資料を添えて、今回事故のあったエレベーターのような主索と巻上機の綱車の滑りが発生しないかどうか、巻上機の綱車の点検の内容について特定行政庁に報告するように通知すること。

この場合において、巻上機の綱車のロープ溝の摩耗の度を判定するため、一般に製品ごとに摩耗の度を表す部分の寸法の最小値が設定されており、これを下回るものは要改善とすること。

3. 特定行政庁による検査結果の再確認の実施

報告があったエレベーターの中から、各特定行政庁（限定特定行政庁を除く。）ごとに無作為に2件程度抽出し、当該物件について、特定行政庁の職員の立ち会いの下、報告内容が適正であるかどうか、現地において報告者に再確認すること。

4. 問題がある場合の措置

特定行政庁は、巻上機の綱車の点検結果について問題があると判断される場合は、速やかに適正な状態に改善されるよう必要な措置を講じること。

5. 国土交通省への報告

都道府県におかれては、点検の実施状況について、管内の特定行政庁への報告状況を取りまとめ、平成19年10月17日（水）までに、別紙様式により当職まで報告すること。